

答 申 書

令和 8 年 1 月 2 0 日

みなかみ町下水道事業運営審議会

令和8年1月20日

みなかみ町長 阿部 賢一 様

みなかみ町下水道事業運営審議会

会長 石井賢治 

みなかみ町下水道事業の運営並びに使用料について（答申）

令和7年8月7日付けみ上下水発第135号をもって諮問のあった標記の件について、慎重に議論を重ね意見を取りまとめましたので、下記のとおり答申します。なお、留意されるべき事項を付帯意見として申し添えます。

記

1. 使用料改定の必要性について

下水道事業では、汚水処理について一部の公費負担分を除いて、使用者から徴収する下水道使用料で運営することが義務付けられている中、平成26年度以降、使用者への負担を軽減するため改定を10年以上見送っており、不足分の財源は基準外の一般会計繰入金（公費）で補っている状況を確認しました。

下水道事業においては、少子高齢化による人口減少や生活様式の変容などから水需要が減少し続けており、これに伴い下水道使用料収入も将来的な減少が予測されます。

以上のことから、下水道事業における現在の経営状況の早期改善と今後増大する老朽化対策のため、下水道使用料を健全な事業運営が図れる水準に改定することが必要であると理解しました。

2. 使用料改定率について

みなかみ町下水道事業における1 m^3 あたりの汚水処理に係る費用（公費負担分は除く）である汚水処理単価は191.7円/ m^3 である一方、1 m^3 あたりの使用料収入である使用料単価は138.9円/ m^3 であり、今回の改定では、県内他団体の直近の使用料改定の動向を考慮しつつ、改定による使用者の急激な負担増の抑制を鑑みて、全体の改定率を25%に設定し使用料単価を173.6円/ m^3 とし汚水処理単価に近づけました。

3. 使用料改定日について

下水道使用料の改定による経営改善は急務である一方で、新型コロナウイルスの影響を受けた商業・製造業および観光業は昨今の物価高騰によりさらに大きな負担を強いられています。

現在、行政が物価高騰対策を講じていることも踏まえ、早期の改定ではなく、使用者の生活や地域経済への影響を考慮して段階的な改定を望みます。具体的には、令和9年4月1日に12.5%に改定し2年後の令和11年4月1日をもって25%にする2段階の改定が適切であると判断しました。

4. 使用料体系について

適正な使用料水準と公平な使用料体系となるよう検討した結果、改定後の下水道使用料は別表のとおりとします。

※令和9年4月1日から令和11年3月31日まで

1か月あたり（消費税抜）

排除汚水量	現行使用料	改定後使用料
10立方メートルまで	基本料金 1,200 円	基本料金 1,350 円
10立方メートルを超え 50立方メートルまで	1立方メートルにつき 125 円	1立方メートルにつき 141 円
50立方メートルを超え 300立方メートルまで	1立方メートルにつき 130 円	1立方メートルにつき 146 円
300立方メートルを超えるもの	1立方メートルにつき 140 円	1立方メートルにつき 158 円

※令和11年4月1日から

1か月あたり（消費税抜）

排除汚水量	現行使用料 (R11.3月末)	改定後使用料
10立方メートルまで	基本料金 1,350 円	基本料金 1,500 円
10立方メートルを超え 50立方メートルまで	1立方メートルにつき 141 円	1立方メートルにつき 156 円
50立方メートルを超え 300立方メートルまで	1立方メートルにつき 146 円	1立方メートルにつき 163 円
300立方メートルを超えるもの	1立方メートルにつき 158 円	1立方メートルにつき 175 円

5. 付帯意見

(1) 下水道計画の見直し

一般会計に依存する経営体制から脱却するために、現行計画での投資回収が見込めない未着手地域の工事計画の見直しを求めます。

新規工事である管路布設工事に関して計画を見直すことで、工事費を削減し、将来における企業債償還金を抑制し、資本的収入と補填財源（内部留保資金）で賄える体制を求めます。

(2) 地域産業への影響を配慮

大口使用者には多くの商業・製造業および観光事業者がいます。下水道使用料の改定については、これらの事業者への影響に十分配慮の上実施するよう求めます。

(3) 下水道接続率の向上

下水道処理区域内の未接続者に対して、近隣住民への環境衛生に配慮しながら、生活環境及び水環境の保全における下水道の重要性について広報等により周知し、また補助金の交付により接続率の向上に努めることを求めます。

(4) 経営戦略

下水道事業の中長期的な経営計画を推進するに当たっては、具体的な事業投資と財政計画を示し、施設や事業運営における現状の課題と解決のための方策を具体的に示すこと。また5年に1度の見直しを目安とした上で使用者の理解と協力を得ながら、より一層の経営効率化に努め、今後10年間は使用料の改定をしないよう求めます。

(5) 周知方法

下水道使用料の改定前には広報紙やホームページだけでなく、検針票などによる個別通知も活用し、事業の現状や将来の見通し、改定の理由や改定期間について分かりやすく説明し、使用者の理解を得るよう要望します。